

官民データ活用推進基本計画実行委員会 道路交通ワーキンググループ
自動運転に係る制度整備大綱サブワーキンググループの開催について

平成 30 年 9 月 15 日
道路交通ワーキンググループ主査決定

1. 「自動運転に係る制度整備大綱」（平成 30 年 4 月 17 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）および「官民 ITS 構想・ロードマップ 2018」（平成 30 年 6 月 15 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、官民データ活用推進基本計画実行委員会 道路交通ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）に、「自動運転に係る制度整備大綱」のフォローアップを行う「自動運転に係る制度整備大綱サブワーキンググループ」（以下「サブワーキンググループ」という。）を置く。
2. サブワーキンググループの構成員は、自動運転を含む ITS に関し優れた見識を有する者のうちからワーキンググループ主査が指名する者とする。
3. サブワーキンググループに主査を置き、主査は、ワーキンググループ主査が指名する。
4. サブワーキンググループは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. サブワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、サブワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。